

## 教育基本法改正法案の衆議院可決に対する理事長声明

教育基本法改正法案は、本年11月15日の衆議院教育基本法特別委員会、翌16日午後の衆議院本会議とも与党などの単独採決で可決され、参議院に送付された。

しかしながら、今国会における衆議院教育基本法特別委員会の議論は、最近になって明らかとなった高等学校での必修科目（世界史・日本史等）未履修問題や、政府が主催した教育改革タウンミーティングでの「やらせ質問」問題、頻発する子どもたちのいじめ自殺問題等に審議が集中し、「愛国心」を初めとする徳目に関する問題や、教育が時の様々な政治権力による不当な介入を受ける危険性があること等、教育基本法改正法案の重要な問題点について十分な議論が尽くされていない。しかも、「やらせ質問」等前記一連の問題に対する政府や文部科学省の関与、それらの責任の解明も不十分なままである。

教育基本法は教育憲法とも言われ、我が国の教育の基本的なあり方を定める極めて重要な法律である。現在のように国会においても国民世論においても議論が十分になされていない状況の下で教育基本法を「改正」することは、我が国の教育の根本的方針を誤らせる恐れがあり、到底許されるところではない。

当連合会に所属する全ての単位弁護士会からは、教育基本法改正法案の問題点を指摘し、これに反対する会長声明や慎重な審議を求める会長声明等が出されているところ、衆議院が十分な審議を経ることなく教育基本法改正法案を可決したことは、極めて遺憾である。

2006年（平成18年）11月17日

近畿弁護士会連合会

理事長 模 泰 吉